

徳島県規則第三十一号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年六月十七日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則（昭和三十八年徳島県規則第三十七号）の一部を次のように改正する。

第十二条（見出しを含む。）中「災害発生市町村」を「災害発生市町村等」に改める。

別表第一の一の1の(三)中「設置費」の下に「（法第四条第二項の避難所にあつては、建築物の使用謝金、光熱水費その他知事が別に定める経費）」を加え、同1の(六)中「避難所」を「法第四条第一項第一号の避難所」に、「する」を「し、同条第二項の避難所の開設期間は、法第二条第二項の規定による救助を開始した日から、知事が別に定める日までの期間とする」に改め、同表の十三の1の(一)中「被災者」の下に「（法第四条第二項の救助にあつては避難者）」を加える。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 改正後の別表第一の規定は、令和三年五月二十日から適用する。